

取引参加者の売買審査に関する要件の見直しに伴う
「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」の一部改正について

2022年2月16日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当取引所は、取引参加者における不公正取引を未然に防止するため、取引参加者に対し、一部の例外を除き原則として、当取引所が定める抽出基準及び分析に係る項目に従い行う売買審査の実施を求めてきました。

今般、HFTによる取引の拡大をはじめとする市場の複雑化・高度化により取引参加者において起こりうる不公正取引のリスクが多様化していることを踏まえ、取引参加者が一定の要件を満たした売買管理体制を整備していること等を条件に、取引参加者の業態や顧客属性等に応じた抽出基準及び分析に係る項目への変更をより柔軟に認めることとします。取引参加者に求める売買管理体制整備等の要件を定めるため、「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」を一部改正し、所要の整備を行います。

II. 概要

項目	概要	備考
1. 売買審査	自社の業態、顧客属性等を勘案し、自社で起こりうる不公正取引のリスクに応じた売買管理体制が整備され、当該売買管理体制に関する一定の実効性が確保されることにより、適切な審査結果が得られると認められる場合には、当取引所が定める抽出基準及び分析に係る項目を変更することができることとします。	- 本対応は、日本証券業協会「売買管理等に関するワーキング・グループ」における検討を踏まえたものです。 - 求められる売買管理体制及び当該売買管理体制の実効性確保に関する要件の詳細については、本規則の制定に合わせて取引参加者宛に通知予定の「取引参加者における

2. その他	その他所要の改正を行います。	不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則に係るガイドライン」にて定めることとします。
--------	----------------	--

Ⅲ. 実施時期（予定）

2022年4月4日から施行します。

以 上